

**第5次小田原市総合計画
「おだわらTRYプラン」
後期基本計画 素案(概要)**

目次

序論.....	2
1 後期基本計画策定の趣旨.....	3
2 計画の構成と期間.....	4
3 計画策定の経緯.....	5
4 社会経済環境の変化.....	6
5 計画の基礎条件.....	8
6 計画の視座.....	12
基本構想.....	14
序章.....	15
第1章 基本理念.....	16
第2章 まちづくりの目標と政策の方向.....	19
基本計画.....	21
序章.....	22
第1章 重点テーマ・プロジェクト.....	23
第2章 施策の展開.....	25

序 論

1. 後期基本計画策定の趣旨

本市では、平成 23 年度（2011 年度）に、平成 34 年度（2022 年度）を目標年次とした第 5 次小田原市総合計画「おだわら TRY プラン」を定めました。基本構想では、本市の将来都市像として「市民の力で未来を拓く希望のまち」を掲げるとともに、地域住民の創意と工夫による住民主導のまちづくりを目指して、地区自治会連合会の区域を単位とした地域別計画を策定しました。そして、平成 28 年度（2016 年度）を目標年次とした前期基本計画をスタートさせ、未来への投資（6 つの先導的施策）を軸としながら、山積する課題解決にオール小田原で取り組み、着実に計画を推進してきました。

時を同じくして、平成 23 年度の計画スタート時には、東日本大震災という未曾有の大災害が発生し、私たちが築きあげてきた社会システムや経済活動の基盤、さらには暮らしや営みを支える地域の絆のあり方が深く問われることになりました。本市総合計画では、いのちを大切に、地域資源を活かし、コミュニティの絆を深めるといった考え方を示していたことから、その時点での計画の見直しは行わず、安心安全のまちづくりやエネルギーの地域自給に向けた取組などを補強し、その対応を図ってきました。また、社会経済環境の変化のスピードが増し、より複雑化した社会にあっては、より柔軟な対応が求められるとともに、取組の方向性を示していく必要があります。そこで、これまでの間に、市民の意見を反映しながら、政策・施策の分野毎の個別計画を総合計画に即して策定し、対応を図ってきています。

一方、国では、人口減少が地域経済の縮小をもたらし、地域、経済、社会等の様々な基盤の維持を困難にする可能性があるとして、人口減少と少子高齢化問題を克服し、活力に溢れ、持続可能なまちづくりを目指す「地方創生」の旗を掲げ、全国の地方自治体において、国の総合戦略の趣旨を踏まえた地方版総合戦略の策定を求めました。本市においても、平成 27 年 10 月に、小田原市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略を策定し、人口減少・少子高齢化に伴う諸問題の解決に向けた取組を推進しています。

また、こうした人口減少・少子高齢化に伴う諸問題は、県西地域においても同様であり、圏域としての持続を考えれば、これまで中心的な役割を担ってきた本市の役割はより一層増えています。現在、同じく中心的な役割を担ってきた南足柄市と協同で、中心市の機能強化に向け、合併や中核市移行などを視野に検討を始めており、基礎自治体としてのあり方を見極める時期に差し掛かっています。

こうした状況を踏まえ、「おだわら TRY プラン」前期基本計画の計画期間が平成 28 年度で満了することから、社会経済環境の変化を踏まえた基本計画の見直しを行い、基本構想で描いた将来都市像「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現に向けた取組を加速させ、質を高めていくことを命題として、後期基本計画を策定することにしました。

2. 計画の構成と期間

第5次小田原市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成し、自治会連合会の区域ごとに作成した地域別計画と一対で本市のまちづくりを進めます。

(1) 基本構想

基本構想は、本市のまちづくりにおける基本理念や目標と、これを実現するための施策の方向を示すもので、平成23年度(2011年度)を初年度として、平成34年度(2022年度)を目標年次とします。

※ 今回の後期基本計画の策定にあたって、基本構想の見直しは行いません。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来都市像「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現と目標の達成に向けたまちづくりの施策の方向を体系的に示すものです。平成23年度(2011年度)から平成28年度(2016年度)を計画期間とする前期基本計画を踏まえ、平成29年度(2017年度)から平成34年度(2022年度)までの6年間を計画期間とする後期基本計画を策定します。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に基づき、個々の事業を具体化するための計画として策定するもので、計画期間は3年間とし、財政状況の変化などに対応しつつ、計画内容の見直しを行います。

	平成23年度	平成29年度	平成34年度	
基本構想	基本構想			
基本計画	前期基本計画	後期基本計画		
実施計画	第1次 実施計画	第2次 実施計画	第3次 実施計画	第4次 実施計画

今回策定する計画

3. 計画策定の経緯

後期基本計画の策定にあたり、平成27年度には、全国で活躍する有識者と、市長・副市長・関係部局長に、民間事業者を加えた有識者懇談会を開催し、基本的な考え方を整理してきました。また、これまでの取組を進化させていくために、市民との対話を重ねて世代や業種を超えたつながりを生み出し、そこから取組の一步を踏み出す「実験と学びに基づく共創のアプローチ」という手法を取り入れました。

この2つの取組で得られた学びや気づきを、基本的な考え方として後期基本計画に取り込むとともに、平成27年10月に策定した「小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、市長が掲げる市政運営の方針及び具体的な取組が盛り込まれた「第3ステージの取り組み指針」の内容を反映しています。

なお、地域別計画については、平成28年度中に、各地区内の自治会、社会福祉協議会等の各種団体で構成されている地域コミュニティ組織が中心的な役割を担い、計画の振り返りや検証、新たな課題設定等の見直し作業を実施しています。

(1) 有識者懇談会

変化が激しい環境に対応しながら、限られた行政運営資源をマネジメントしていくため、全国で活躍する有識者、市長・副市長・関係部局長・民間事業者による懇談会を、平成27年度に全5回開催し、「子ども・子育て」「地域経済」「高齢者」のテーマについて議論してきました。その内容は、後述する「6. 計画の視座」に位置付けています。

(2) 共創のアプローチ

共創のアプローチでは、市民の皆さんや関係者の実感・背景などの「生の声」に基づいた対話を行う「市民インタビュー」に加え、共感を広げ、参加者の関係性をつくりありたい姿を共有する「市民ミーティング」を開催しました。ここから、課題解決策の仮説を生み出すとともに、仮説を基にした小さな実験を通じて、関係者がともに一步を踏み出すことで、まちづくりを進めるための学びを得てきました。「子ども・子育て」「暮らし（生産年齢世代）」「シニア（高齢者）」の3つのテーマでの対話や実験を通じて、官民がどのように連携し、どのように取組を進めていくかを共に学ぶ場となりました。

4. 社会経済環境の変化

(1) 人口減少・少子高齢社会

人口減少や少子高齢化の進行により、労働力人口の減少や経済規模の縮小、社会保障費の増大など、社会経済、ひいては地方財政に大きな影響を及ぼすことが予想されます。人口が減少する一方で世帯数は増加しており、特に高齢者のみの世帯や単身世帯への対応も求められています。

国においては、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口減少時代の到来という基本認識に立ち、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決の視点から、人口減少への対応に取り組むこととしており、本市においても、平成27年度に、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略を策定し、人口減少・少子高齢化に伴う諸問題の解決に向けた取組を推進しています。

(2) 地方創生・地域間競争

経済活動などのグローバル化により、人やモノ、金、情報の交流が活発化し、これまで以上に地域間競争が激しくなってきます。全国の自治体で地方創生への動きが活発化する中で、魅力ある都市として自立するためには、官民連携により、地域の潜在的な経済力を最大限に発揮させ、知恵と工夫で競争力を高めていくとともに、地域内の経済循環も生み出していくことが求められています。

また、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会といった大規模なスポーツイベントの機会を捉え、本市の魅力を発信していく必要があります。

(3) 環境問題

日常における生産活動や消費活動は、地球温暖化や生物多様性などに関係しており、環境への負荷が深刻化していますが、地球規模で環境に対する意識が高まっており、企業活動や農業分野においても環境に配慮した生産活動に取り組んでいます。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域においても、再生可能エネルギーの地域自給に向けた取組や、資源の地域内循環、持続可能なライフスタイルの実現など、次世代に配慮した対応が求められています。

(4) 地方分権・地域運営

地方分権の確立に向けた取組が進められるなか、地方公共団体においては、限られた財源と人材を有効に活用しながら、地域住民の協力と創意工夫によって地域運営を進めていくことが求められています。

同時に、市民ニーズの多様化、複雑化などにより行政需要が増大するなか、画一的な行政施策では対応することが困難になってきています。そこで、生活の基盤となる地域において「自分たちの地域は自分たちでつくる」という考えのもと、持続可能な地域社会をつくっていくことが必要となっています。

(5) 地域コミュニティ

急速な少子高齢化の進行、地域経済の低迷、人口の流出などにより、地域全体の活力低下が懸念されています。また、高度情報化の進展、産業構造・就業構造の変化などによりライフスタイルやニーズが多様化し、生活空間としての地域内のつながりが希薄になってきています。そこで、今まで家族やコミュニティが担ってきた役割について再考するとともに、地域において課題を共有し、多様性のなかの連携や地域運営の仕組みの再編に取り組む必要があります。

(6) 安全・安心

東日本大震災や熊本地震といった大規模な地震、台風や集中豪雨などの自然災害が多発しており、自然災害に対する体制や組織を強化することが求められています。また、凶悪犯罪の低年齢化や、振り込め詐欺、インターネットによるトラブルの多発が社会問題となっており、行政のみならず地域社会が一丸となって、暮らしの安全を確保していく必要があります。

さらに、安心して子どもを産み育てられる環境や、安定した社会保障制度に支えられながら過ごすことのできる環境づくりなど、安心と希望に満ちた暮らしを地域社会で実現していくことが求められています。

(7) ICT（情報通信技術）

ICT（情報通信技術）の発展は、利便性の向上やライフスタイルの多様化の促進をもたらし、豊かさを実感できる生活の実現に寄与している一方、人間関係の希薄化をもたらす負の側面も指摘され、人と人とのつながりにも影響を与えています。行政においても、事務の効率化や住民サービスの向上の観点から、ICT（情報通信技術）を最大限に活用することが求められています。

(8) 成熟社会

経済的な豊かさを重視してきた生き方から、心豊かに自分らしく暮らせるライフスタイルを求めるようになってきていることから、自分らしい時間の過ごし方が重視され、多様な価値観のなかで、スポーツ・レクリエーション活動、生涯学習、ボランティアや社会貢献活動などに費やす時間の充実に対する人々のニーズが高まっています。

また、快適でゆとりある住環境、美しく落ちつきのあるまちなみ、緑や水辺空間の再生など質の高い生活空間へのニーズも高まっています。

5. 計画の基礎条件

(1) 人口の将来展望

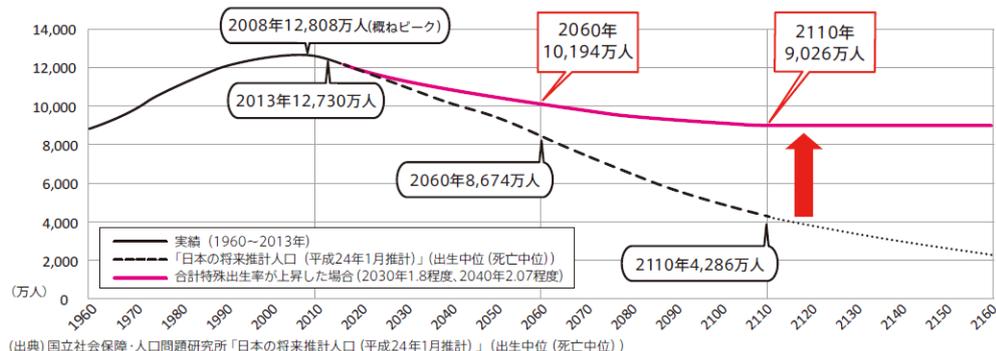
急速に進行する人口減少・少子高齢化問題に対応するため、国は「まち・ひと・しごと創生法」を平成26年11月に制定し、人口の展望を示した「長期ビジョン」と、解決の道筋を示した「総合戦略」を同年12月に閣議決定しました。こうした動きを受け、本市においても、平成27年10月に「小田原市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（以下、人口ビジョン）」及び「小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

この人口ビジョンにおいて、本市における人口の現状や将来の人口動態等を分析し、平成52年（2040年）までの人口の将来展望を示しています。

① 国による人口分析

- ・ 平成20年（2008年）に始まったわが国の人口減少は、今後加速的に進みます。
- ・ 日本の将来推計人口（平成24年1月推計 出生中位・死亡中位）によると、平成72年（2060年）の総人口は約8,700万人まで減少すると見通されています。
- ・ 仮に、合計特殊出生率が、平成32年（2020年）に1.6程度、平成42年（2030年）に1.8程度、平成52年（2040年）に2.07程度まで上昇すると、平成72年（2060年）の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推測されます。

我が国の人口の推移と長期的な見通し



② 本市の人口の現状分析と考察

【現状分析】

- ・ 本市の総人口は、平成11年（1999年）の200,587人をピークに漸減しています。なお、国立社会保障・人口問題研究所による推計人口（平成25年3月推計）」によると、本市の総人口は減少を続け、平成52年（2040年）には158,299人となります。
- ・ 年齢3区分別人口の推移のうち、生産年齢人口は、平成12年（2000年）頃をピークに近年は減少傾向です。また、昭和50年（1975年）以降、年少人口は一貫して減少傾向、老年人口は一貫して増加傾向です。
- ・ 自然増減の推移は、出生数が減少を続ける一方で死亡数は増加し続けており、平成17年（2005年）以降、死亡数が出生数を上回り自然減に転じています。また、合計特殊出生率の推移は、平成17年（2005年）以降、ほぼ横ばい、若干の回復傾向です。
- ・ 社会増減の推移は、平成7年（1995年）以降、減少傾向にあります。特に、20～29歳の間には人口流出が見られる一方、60歳以上では人口流入の傾向が見られます。また、中部地方（主に静岡県）からは転入超過にありますが、東京圏へは転出超過となっています。

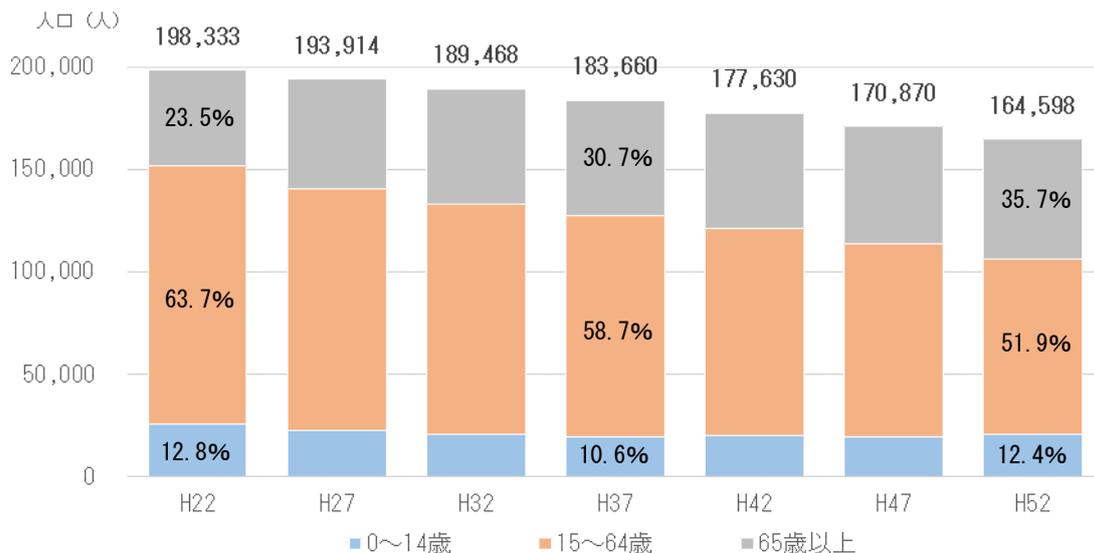
【考察】

- ・ 本市においては、出生数の大幅な改善がみられない限り、年少人口及び生産年齢人口を中心に人口が減少し、高齢化率が高まる傾向にあります。
- ・ 人口移動において、近年、流出超過にあるのは主として 20～30 代前半であり、逆に流入超過に関しては 60 代以上が大勢を占めています。また、東京都や神奈川県東部の大都市への人口流出が見られ、かつ、本市に在住しながら市外へと通勤・通学している方が多くなっています。
- ・ 子どもを産み育てる世代の流出は、出生数の減少にもつながり、人口減少及び少子高齢化の進展に拍車をかける可能性があります。

③ 本市人口の将来展望

本市人口ビジョンでは、国立社会保障・人口問題研究所による推計人口（平成 25 年 3 月推計）をもとに、国の合計特殊出生率の目標設定と連動した与件に加え、社会増減が均衡する与件を設定し、平成 52 年（2040 年）までの将来人口を推計しています。

ここでは、平成 52 年（2040 年）の将来人口を 164,598 人、後期基本計画の計画期間である平成 34 年（2022 年）の将来人口を 187,145 人と推計しています。



(2) 土地利用

① 現状

本市は、千数百年前から集落が形成され、その後の城下町、東海道の宿場町、富士箱根伊豆への玄関口として、常に拠点としての役割を果たしながら発展してきました。

都市構造は、歴史的経緯を踏襲しつつも、土地利用の状況は、ライフスタイルの多様化や経済活動のグローバル化に伴い、郊外部の市街化が進展し、農地を含めた自然的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいます。社会インフラも、住む人の利便性向上のための整備が交流の促進にも資するという考えのもと、都市化の進展に応じて整備されてきました。

今後の土地利用の方向性については、急速な高齢化と人口減少、財政難という厳しい条件のもとで、生活の質を支えてきた地域の多様な資産を活かしながら次世代へと引き継いでいく、持続可能な都市の実現に向けた取組が求められています。

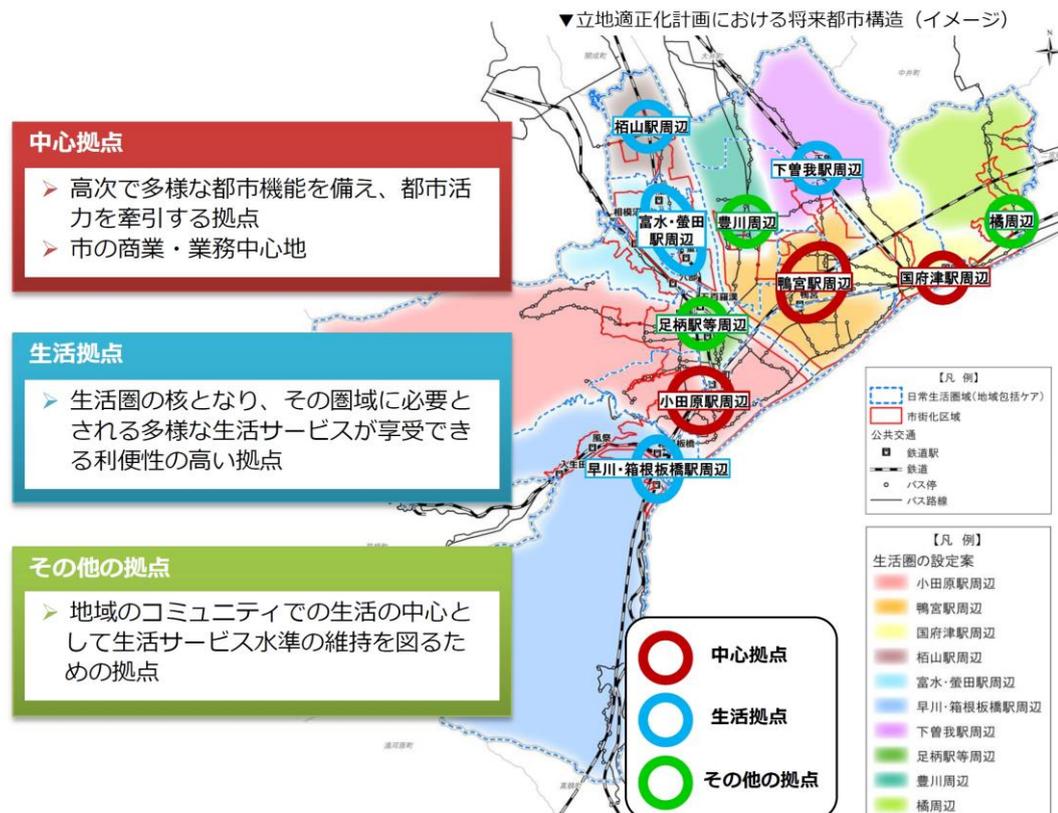
このような状況において、国では、平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法の改正し、新たに市町村

が定めることができる立地適正化計画を制度化しました。立地適正化計画は、都市の生活を支える都市構造や都市全体の観点から、居住機能や医療、福祉、商業施設などの都市機能の立地を公共交通が充実するエリアにゆるやかな誘導を図る「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方に基づいたまちづくりの実現を目指すものです。現在、本市においても、この計画の策定作業を進めています。

※ 現時点では、立地適正化計画策定の基本的考え方（目指すべき都市構造）を掲載しています。今後の策定作業を踏まえ、内容を加筆していく予定です。

② 目指すべき都市構造

- ・ 国の掲げる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方を基本として、本市の特徴である多くの鉄道駅や、駅等の拠点を中心とする生活圏の特性、多様なライフスタイルを反映し、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」による、活力ある持続可能なまちづくりの実現を目指します。
- ・ 市街化区域内については、都市生活の利便性や快適性の増進を目的に、生活利便性や居住機能を誘導する都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定め、誘導の促進を図る施策を展開します。
- ・ 市街化調整区域については、スプロールを抑制しつつ、既存集落等の地域コミュニティの維持が図られるよう、土地利用のあり方の検証を別途進めているとともに、開発許可基準の見直しを行います。



(3) 財政状況

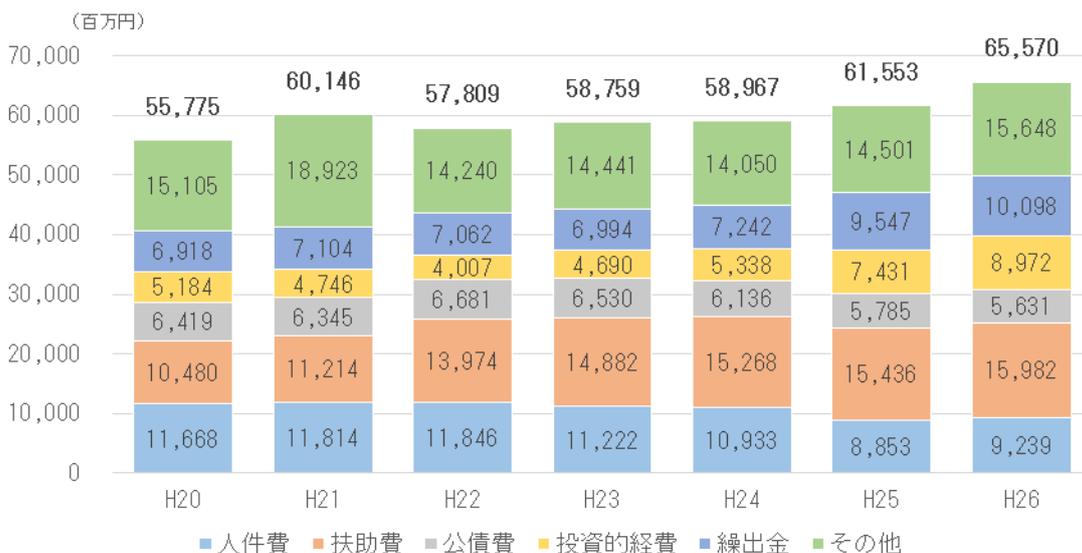
本市の財政状況を決算で見ると、歳入・歳出面の規模は、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金、緊急経済対策など国の施策による事業があったため、近年は増加傾向となっています。歳入について内訳を見ると、基幹収入である市税については、突出した動きはありませんが、生産年齢人口の減少や経済情勢から大幅な増加は見込むことができない状況にあります。

歳出については、社会保障関係費（扶助費、繰出金）が一貫して増加傾向にあり、少子高齢化の進展を踏まえると、今後さらに増加していくことが懸念されます。公債費については、これまで市債発行の抑制に努めてきたことから、減少傾向から横ばいで推移していますが、今後は公共施設等の維持管理や更新経費が増加することが想定され、本市の財政運営はいつそう厳しさを増していくと推測されます。

歳入決算額の推移



歳出決算額の推移



6. 計画の視座

「おだわらTRYプラン」では、市民の力・地域の力を核とした新しい公共により、小田原の豊かな地域資源を十全に生かしながら、持続可能なまちづくりを進め、「市民の力で未来を拓く希望のまち」をつくることを目指しています。

前期基本計画がスタートした平成23年以降、社会経済環境の変化は予想以上に激しく、先行きに対する見通しを立てることの厳しさが増えています。人口減少、急速な少子高齢化、各種インフラの一斉の老朽化、地域経済の弱体化、子どもたちを取り巻く諸問題、公共部門の財政難など、目の前には様々な課題が現れ、日々その深刻度が増すなかで、地域が有する様々な資源を総動員し、知恵を絞って、現実に向き合ってきました。その過程では、様々な協働の仕組み、地域コミュニティの充実、民間の多彩な活動などが育ち、総体として「問題解決能力の高い地域」へと、確実に歩みを進めています。

今後も、総合計画に基づきこうした歩みを進めていきますが、立ち現れ深刻度を増す課題に対して、厳しい財政状況のなかで取り組める事には限りが見えてきており、また、行政、市民・地域、双方の人材不足も現実的な問題として存在することから、受動的に当座をやりくりしてしのいでいくという構えだけでは、持続可能な地域社会を築き上げるのは難しいと言わざるを得ません。

そこで、人口減少社会、縮減の時代、危機の時代と言われるような現在の時代と社会の先にあるべき地域社会の姿をしっかり捉え、その目標にむかって、明確な意思を持って歩んでいくという姿勢が重要になります。課題解決という「受動」から、持続可能な地域社会モデルの実現という「能動」へと、取組の力点を移していく必要があります。幸いにも、小田原にはその潜在力があり、これまでの歩みもそこに向けられてきました。

本市の将来都市像「市民の力で未来を拓く希望のまち」は、これまでの取組によって私たちの周りに実現し始めています。そこで、ここまで進めてきた歩みを、揺ぎない現実としての「希望のまち」につなげるべく、後期基本計画では、直面する当座の課題解決にとどまらない、持続可能な地域社会モデルの実現を目指していくこととします。そして、私たちの意識と行動を進化させるために、3つの視点に主眼をおいて計画を組み立てるとともに、計画に基づく取組を進めていきます。

【持続可能な地域社会のモデル（実現したい状態）】

- いのちを支える豊かな自然環境がある
- 自然と共存し人々と手を携えていく意識と力を持つ人間が育っている
- 基礎的な社会単位である地域コミュニティの絆が結ばれている
- 人が生まれ、育ち、暮らし、老いていく、その営みを、社会全体が敬意を持って支えている
- 喜びも苦しみも、みんなで分かち合う文化や仕組みを、社会として共有している
- 地域の資源を生かした、地に足の着いた経済活動が根付いている
- 暮らしや経済を支える様々な社会資本は、計画的にメンテナンスが施され危なげない
- 地域の運営をつかさどる基礎自治体は、地方政府と呼べる総合力と、市民一人ひとりへの細かな配慮を併せ持っている

【3つの視点】

(1) 人間の未来を考える

- ・地域社会を構成する市民一人ひとりに目を向け、それぞれの存在が認められる場づくりや取組を進めることに主眼をおきます。
- ・市民一人ひとりの背景を知り、そして信頼関係を構築し、全体の課題解決につなげていくアプローチへの転換を図っていきます。
- ・「社会を変えたい」という想いを持った人を育て、社会に対してアクションできる人を増やしていくという観点を持ち、取組を進めます。

(2) 「共」の再生を考える

- ・「みんなにとって必要な事は、みんなでなんとかしよう」という考え方に立ち戻り、どうすれば「公」が「共」の基礎をつくれるのかを考えます。
- ・そのうえで、市民が主体的につくり出していく事を、行政がどうバックアップするのかに主眼をおき、行政は「何をやるべきで、何ができるか」を考え、取組を進めます。
- ・人口が減少していくことを前提とした社会を想定し、家族から地域を見直すという視点を持ち、分かち合いや信頼の社会の構築に向けた取組を進めます。

(3) ライフサイクルを考える

- ・「子どもを対象とした取組にシニアが楽しんで関与し、親の世代の支援にもつながる」など、施策が他の世代にどのような影響を与えるか、その連鎖の視点を持ち、取組を進めます。
- ・「子育て時に周りの人に支えられた経験から、今、子育て支援活動をしている」、「高校生の時の商店街での活動経験が、今、小田原で働くことにつながり、小田原のために何かをしたいという想いを持つ」など、時を越えて循環が生まれる視点も重要です。
- ・私たちの暮らしや人生は連続したものであり、それらを分断せず、ライフサイクルを意識しながら取組を進めることに主眼をおきます。

基本構想

※ 今回の後期基本計画策定にあたって、基本構想の見直しは行いません。

序章

1. 位置

本市は、神奈川県西部に位置し、市庁舎は北緯 35 度 15 分 41 秒、東経 139 度 9 分 21 秒にあります。

市域は、東西 17.5km、南北 16.9km で、南西部は真鶴町、湯河原町、箱根町と、北部は南足柄市、開成町、大井町と、東部は中井町、二宮町とそれぞれ境を接しています。

面積は 113.81k m²で、神奈川県の面積の 4.7%を占め、県内の市としては、横浜市、相模原市、川崎市に次いで 4 番目の広さを有しています。

2. 地形・気候

市の南西部が箱根連山につながる山地であり、東部は大磯丘陵につながる丘陵地帯になっています。市の中央には酒匂川が南北に流れて足柄平野を形成しており、南部は相模湾に面しています。この風光明媚な自然環境と夏は涼しく冬は暖かいという気候により、明治から昭和初期にかけて、保養地（避暑地・避寒地）として多くの著名人に愛されてきました。黒潮の影響を受けた温暖な気候と適度な雨量が、生活の快適さだけでなく、梅やみかんをはじめとした多くの農産物の成長を支えています。

3. 基本構想の目的

基本構想は、将来の本市のまちづくりの指針となるものであり、地域資源を生かした新しい小田原の将来都市像を描き、その実現のために市民と行政が協働してまちづくりに取り組むにあたり、目指す都市の姿を明らかにするものです。

4. 基本構想の目標年次

基本構想は、平成 34 年度（2022 年度）を目標年次とします。

第1章 基本理念

1. 恵まれた条件

私たちのまち小田原は、山、森、川、田園、海などあらゆる自然環境を備えています。そして、温暖な気候と豊かな自然が生み出す大地の恵みは私たちの生存を支えています。

本市は、首都圏に位置しながら富士箱根伊豆方面に開かれ、交通至便性にも優れており、商業集積地から豊かな自然に囲まれた農村地帯まで地域の表情は多様性に富んでいます。そして、小田原城を中心とする城下町・宿場町としての顔や、多数の政財界人が別邸を構えた地としての顔を持ち、長い歴史のなかで育まれた多彩な文化、なりわいなどは全国に誇りうる市民共有の財産です。

こうした背景から、小田原を舞台にしたさまざまな物語が生まれ、交流人口を獲得するうえでは国内でも屈指というべき多くの条件に恵まれています。

2. 厳しい社会情勢と山積する地域課題

明治以来の第三の転換期と言われる現在、自然環境の悪化、人口減少や少子高齢化、景気の低迷と産業の空洞化、雇用の不安定化、社会的格差の拡大、国や地方の財政悪化などにより経済情勢や社会構造が大きく変転し、従来の考えや手法の延長線上にわが国の未来を描くことが難しくなっています。

また、私たちが暮らしている小田原にも、福祉制度や医療体制にまつわる不安、未来を担う子どもたちを取り巻く諸問題の深刻化、地域経済の低迷、中心市街地のにぎわいの喪失、水源となる山林の荒廃、身近なコミュニティの衰退と担い手不足など解決しなくてはならないさまざまな課題が山積しています。

このようななか、私たちは未来に対して閉塞感を持ち、ともすれば豊かな地域資源に裏打ちされた小田原の無限の可能性を忘れ、郷土への誇りや希望、まちづくりへの意欲を失いかねない状況にあります。

3. 「新しい小田原」へ3つの命題

愛する郷土・小田原をより美しくより活気にあふれたまちにしたい、家族や友人たちと健やかに暮らしたい、と市民誰もが思っています。今を生きる私たちには、この地で育ち未来を担う次世代のために、より豊かなまちとして守り、つくり、育てる使命があります。そして、市民が力を合わせて新たな取組に挑戦することが、今日の厳しい局面を乗り越え、市民の思いや願いを形にする最も確かな道です。

未曾有の困難に直面する今こそ、新しい小田原へと進化していく機会と捉え、まちづくりに関わるすべての人々が共に知恵を絞り、共に汗をかきながら目の前の課題を克服し、より豊かな未来へとつなげる時です。

この歩みを進めるうえで、私たちがしっかりと意識すべき命題が3つあります。

第一は、「新しい公共をつくる」ということです。現在、国は権限と財源の地方への移譲を進め、地域のことは住民自らが責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会の実現を目指しています。本市においても、自分の暮らしや地域を自らがつくり出すことで郷土愛や地域コミュニティが醸成され、それが次世代へと受け継がれていく地域社会を築く必要があります。

これまで、公共的機能の大部分を行政が主体となって担ってきましたが、社会構造が複雑化するなか、さまざまな市民ニーズに的確に対応するためには、市民や市民団体、地域に根ざした企業など地域に関わるすべての人々が課題解決の当事者として知恵と力を発揮する必要があります。市民の力・地域の力を核として、住民福祉増進の中心的な主体である行政との協働を育てながら、さまざまな公共的機能を市全体として担うことのできる新しい公共をつくる必要があります。

第二に、「豊かな地域資源を生かしきる」ということです。本市では、先人から受け継がれてきた素晴らしい財産を地域の誇りとして守り、各地でさまざまな取組が行われてきました。しかし私たちは、あまりに身近なところに豊かな地域資源が存在しているがゆえに、その価値を意識したり、感謝をしたり、磨きをかけたり、さらにはより豊かにして次世代へと手渡す努力をしたりすることが十分であったか考える必要があります。私たちの足元には、産業、文化、自然、まちなみ、市民活動、郷土愛、人を思いやる心など可能性に満ちた多様な資源があります。それらを徹底して形にすることで、私たちは未来への希望と活力を手にすることができます。そして、人と人、人と地域資源、あるいは地域資源同士が連携することで新たな小田原の価値を生み出し、地域の発展へとつながっていきます。

第三は、「未来に向かって持続可能である」ということです。私たちがつくり上げる地域の営みが、自然環境を損ねることなく、むしろ健やかに守り育てながら続いていく。また、私たちの経済活動が、小田原が有するさまざまな資源をより豊かに育て、人や技を育みながら循環していく。そして、私たちのいのちと暮らしを支えるさまざまな活動が、その担い手をしっかり育て、つながりや支えあいがより確かに受け継がれていく。このような、環境面、経済面、社会面での持続可能性があつてこそ、より豊かに成長しながら受け継がれていく地域の営みとなります。

4. 実現する将来都市像

新しい小田原への3つの命題に取り組むことで、市民生活に関わる身近な課題の解決が進むとともに、これまで眠っていた多彩な地域資源が花開き、地域の魅力と活力が高まります。これによって、市民のなかに安心が生まれ、小田原に対する自信や誇り、そして希望が育ちます。

私たちが描く未来の小田原は、市民一人ひとりのいのちが大切にされ、生きる喜びを実感しながら地域社会で暮らし続けることができる市民自治のまちです。

私たちは、歴史の連なりの中かで先人が培い、磨き上げてきた小田原固有の文化やものづくりの技術をしっかり受け継ぎ、次代へと継承していきます。また、地域に根ざした産業の振興を図り、新たな価値を創造することで、地域経済に希望と活力があふれます。

自然、歴史、都市機能が調和した豊かな生活基盤を整えることで、快適で利便性の高い暮らしや経済活動が営まれます。

そして、活気に満ちた住みよいまちで市民が主役となっていいきと暮らしていることは、来訪者にとっても大きな魅力となり、交流人口が拡大し、さらには定住人口の増加へとつながることが期待できます。

わが国が人口減少社会に入ったなか、住みよい・訪れてよいまちづくりを進めることにより、20万都市を堅持することを目標に掲げます。そして、市民の力・地域の力を核とした新しい公共により、小田原の豊かな地域資源を十全に生かしながら、持続可能なまちづくりを進め、「市民の力で未来を拓く希望のまち」をつくり出します。

5. まちづくりの目標

将来都市像を実現するため、4つのまちづくりの目標を定め、総合的かつ計画的なまちづくりを進めます。

(1) いのちを大切にす小田原

地域での支えあいを大切に育て、地域医療体制の充実を図るとともに、福祉と医療が連携した包括的なケア体制をつくることにより、生涯を通じ安心していきいきと暮らすことのできるまちを目指します。また、子どもを産み育てる環境をしっかりと整え、未来を担う子どもたちが地域で見守られながら健やかに成長できるまちを目指します。

(2) 希望と活力あふれる小田原

恵まれた自然環境を生かした農林水産業や、優れた技術を誇るものづくり産業を地域全体で支え、歴史と文化のなかで育まれた多様かつ活発な市民活動を支援します。そうした営みが形づくる魅力を市内外に発信することで、多くの交流人口を獲得するとともに、地域に根ざした経済が循環する活気に満ちたまちを目指します。

(3) 豊かな生活基盤のある小田原

市民生活を豊かに包む小田原の自然を守り育てることにより、生活環境に潤いと安らぎのあふれるまちを目指します。また、交通の結節点、観光振興の拠点、県西地域の商業拠点、神奈川県西の玄関口としての都市機能と利便性を高めるとともに、歴史的景観に配慮した風格のあるまちを目指します。

(4) 市民が主役の小田原

市民の基礎生活圏である地域コミュニティを基本として、地域の課題を地域自らが解決できるような市民の力や地域の力を醸成していきます。そして、市民と行政との信頼関係に基づいた協働型のまちづくりや地域運営、開かれた行財政運営を進めることで、市民の考えや願いがしっかりと市政運営に反映されるまちを目指します。

第2章 まちづくりの目標と政策の方向

1 いのちを大切にす小田原

(1) 福祉・医療

福祉施設や医療機関などの包括的なネットワークを構築し、地域医療や地域福祉を充実させることにより、市民が優しさに支えられながら元気で暮らせるまちをつくりま。

(2) 暮らしと防災・防犯

地震や火災などに強い安心して暮らせるまちをつくりま。また、地域のつながりにより、災害時の被害が軽減されるとともに、犯罪が未然に防止され、安全に安心して暮らせるまちをつくりま。

(3) 子育て・教育

子育てに関するネットワークづくりや相談体制の強化など、子育て支援の取組をいっそう充実させま。また、子どもたちが心豊かに学ぶことができる教育環境を整えま。そして、地域が一体となって子育てに関わることで、安心して子どもを産み育てることができるまちをつくりま。

2 希望と活力あふれる小田原

(1) 地域経済

温暖な気候、肥よくな大地、豊かな水資源の恵みを生かした農林水産業の振興を図りま。また、歴史・文化の蓄積による特色ある資源や優れたものづくりの技術、さらには交通至便性の高い立地条件などを最大限に生かした産業振興を図り、多くの人が訪れる活力あるまちをつくりま。

(2) 歴史・文化

歴史や風土に培われながら継承されてきた史跡や伝統行事など多彩な歴史文化資産を小田原の貴重な財産として未来に引き継ぎま。また、郷土への愛着や誇りを育む市民の創造的な文化活動が活発化することで、さまざまな交流が生まれるまちをつくりま。

3 豊かな生活基盤のある小田原

(1) 自然環境

暮らしに潤いと安らぎを与えてくれる豊かな自然環境を生活のなかで守り育てることにより、自然環境と人の営みが共生するまちをつくりま。

(2) 都市基盤

さまざまな交流を生み出し、産業が活性化するための都市基盤を整え、魅力的な都市空間を形成しま。また、既存インフラを有効活用するとともに、市民生活を支えるライフラインを維持・強化することにより良好な市街地整備を進め、住む人にとっても、訪れる人にとっても快適で機能的なまちをつくりま。

4 市民が主役の小田原

(1) 市民自治・地域経営

「自分たちのまち自分たちでつくる」という気運を高め、市民と行政とが情報を共有しながらそれぞれの役割に応じた取組を進めることで、市民の力や地域の力が十分発揮できる質の高いまちをつくれます。

基本計画

序章

1. 計画の目的

後期基本計画は、基本構想で示した本市の将来都市像を実現するため、基本理念を踏まえてまちづくりの目標と政策の方向に基づき、基本構想期間の後期分となる6年間で行う施策を体系的に整理し、方向性を示すものです。

2. 計画の構成

後期基本計画は、重点テーマ・プロジェクト、施策及び詳細施策により構成し、各種の個別計画との連動を図ります。

3. 計画期間

基本構想の後期分となる6年間の計画とするもので、計画期間は平成29年度（2017年度）から平成34年度（2022年度）までとします。

第1章 重点テーマ・プロジェクト

重点テーマ・プロジェクトは、「いのちを大切にする小田原」「希望と活力あふれる小田原」「豊かな生活基盤のある小田原」「市民が主役の小田原」という4つのまちづくりの目標のもと、計画の視点で示した、直面する当座の課題解決にとどまらない、持続可能な地域社会モデルの実現するために、9つの重点テーマと取組の方向性を示します。そして、基本計画を先導する重点的な取組として、庁内部局の横断的かつ市民・民間との連携によるプロジェクトを位置付け、後期基本計画の推進を図ります。

1. 重点テーマと取組の方向性

(1) 豊かな自然や環境の保全・充実

暮らし・子育て・地域経済・エネルギーなどの様々な営みにおいて、最も基礎的な社会共通資本である豊かな自然と環境を、しっかりと保全し磨き上げ、より豊かな状態で次世代へと受け継ぐため、多様な主体が連携しての様々な取り組みを強化し、「いのちを守り育てる地域自給圏」を引き続き目指します。

(2) 課題山積の時代を担う人づくり

問題解決能力の高い地域を共に創っていくには、子どもからシニアまでの様々な世代の人たちが、これまで以上に知恵を絞り、力を発揮し、相互に連携しながら、役割を果たしていくことが必要です。様々な取り組みを通じ、次代を担う人づくり・「人への投資」を進めます。

(3) 地域コミュニティモデルの進化

26 地区自治会連合会で進められてきた地域まちづくりの成果を礎とし、先進事例にも学びつつ、地域コミュニティとして取り組むべき課題領域、備えるべき機能、果たしうる役割、必要な態勢、財源、拠点、行政との連携などについて、目指すべき地域コミュニティ像への歩みを更に進めます。

(4) いのちを育て・守り・支える

妊産婦の健康づくり、分娩施設や小児医療の確保・充実、待機児童対策、各種子育て支援、子どもの体力増進、スポーツや食育を通じた健康づくり、障がい者へのサポート、かかりつけ医から高度急性期医療までの充実、地域で安心して暮らせるケアの態勢づくりなど、目指すべき地域社会モデルの中軸となる「いのちを育て・守り・支える」態勢の更なる強化に取り組みます。

(5) 「分かち合いの社会」の創造

課題山積の時代を乗り越えて行くには、まちづくりを共に進める喜びや楽しみ、苦労や負担も皆で共有し担い合う「分かち合いの社会」を築くことが不可欠です。これまで育ててきた様々な「協働」をより一層充実させ担い手を幅広く育てると共に、公共サービスの維持や充実に係る「受益と負担」の適正な在り方を見出し、市全体としての持続可能性の確保を目指します。

(6) 「観光」による地域経済活性化

歴史・自然・文化・産業などの豊富な地域資源、交通の至便性など、小田原のもつ豊かな可能性や価値を、「観光」の切り口から改めて具体化し、多くのお客様を迎えることのできるまちづくりと、

その推進態勢の整備に集中的に取り組めます。それにより、小田原の魅力の発信強化、交流人口の大幅増加、消費の裾野拡大、定住人口の獲得へと繋げ、地域経済全体の活性化を進めます。

(7) 重要なまちづくり案件の適切な実現

規模の大きな土地利用・再開発・施設整備などの案件について、全市的なまちづくりの方針との整合性や財政負担に配慮した上で、地域経済活性化や市民便益向上、まちの魅力向上に繋げると共に、民間の力が最大限発揮されるよう、調整と推進を行います。

(8) インフラ・公共施設の維持と再配置

老朽化の進む上下水道・橋梁・道路などの社会インフラは、長寿命化計画に基づき着実に修繕・更新を進め、市民生活の基盤を維持します。また、斎場とゴミ焼却施設の更新や改修に取り掛かるほか、市立病院や水産市場なども建て替えを視野に検討を進めます。学校などの教育施設、老朽化した各支所や消防署所についても、維持修繕や再配置などの構想づくりや整備を進めます。

(9) 基礎自治体としてのあり方の見極め

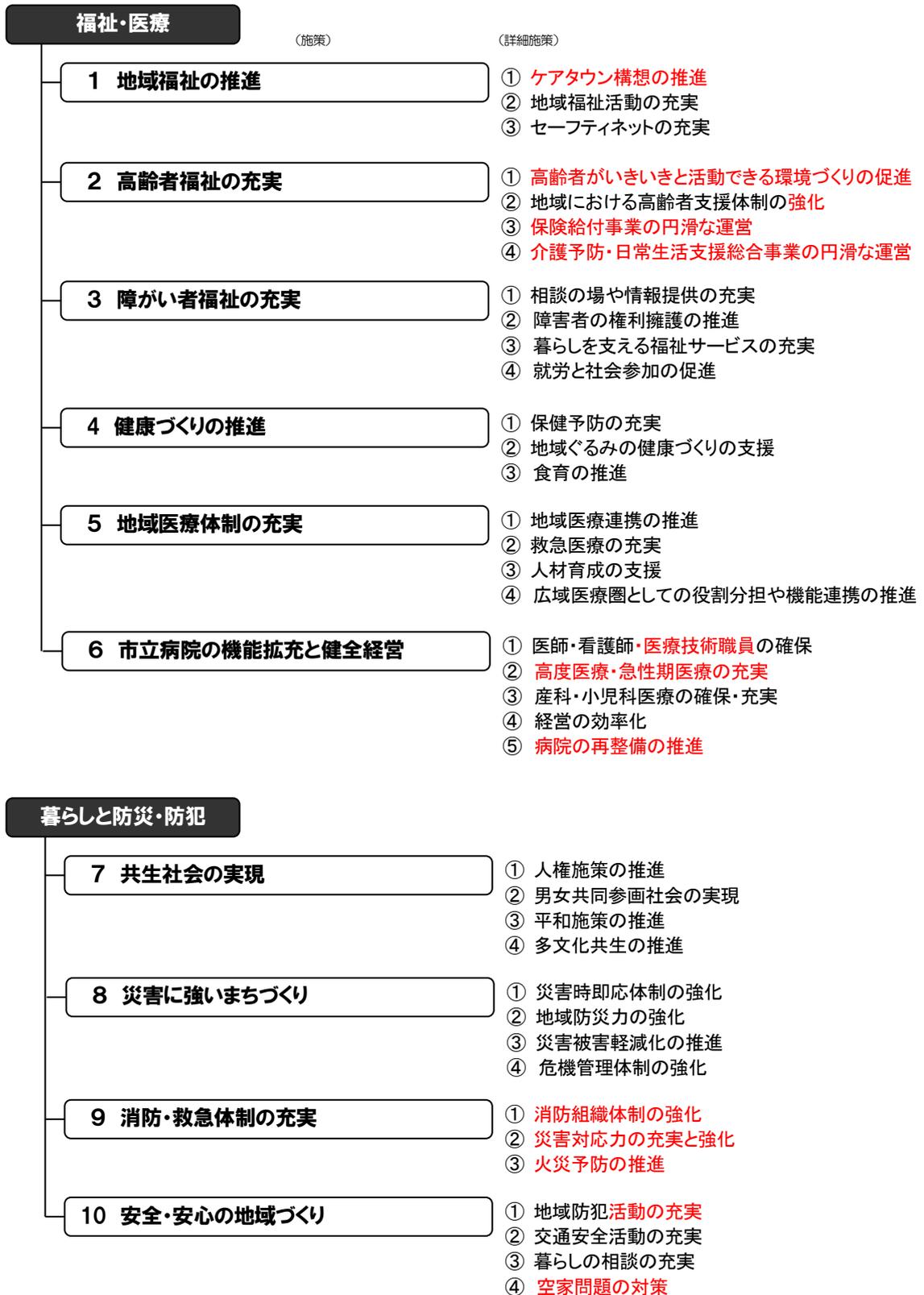
県西地域2市8町において中心的な役割を担ってきた小田原市と南足柄市の協同で、中心市の機能強化に向け、合併や中核市移行について検討を始めるほか、広域連携の更なる強化に向け、協議を始めます。この地域圏の未来を担いうる権能を備えた基礎自治体への進化を目指し、研究と協議を進めます。

※ 現時点では、重点テーマと取組の方向性を掲載しています。今後の策定作業を踏まえ、重点プロジェクトを加筆していく予定です。

第2章 施策の展開

まちづくりの目標 1 いのちを大切にす小田原

(政策分野)



子育て・教育

11 子育て環境の充実

- ① 子育て家庭への支援の充実
- ② 子育て支援拠点の充実
- ③ 幼児期の教育・保育環境の整備
- ④ 母子保健・医療費助成の充実
- ⑤ 発達に課題のある子どもへの支援

12 青少年育成の推進

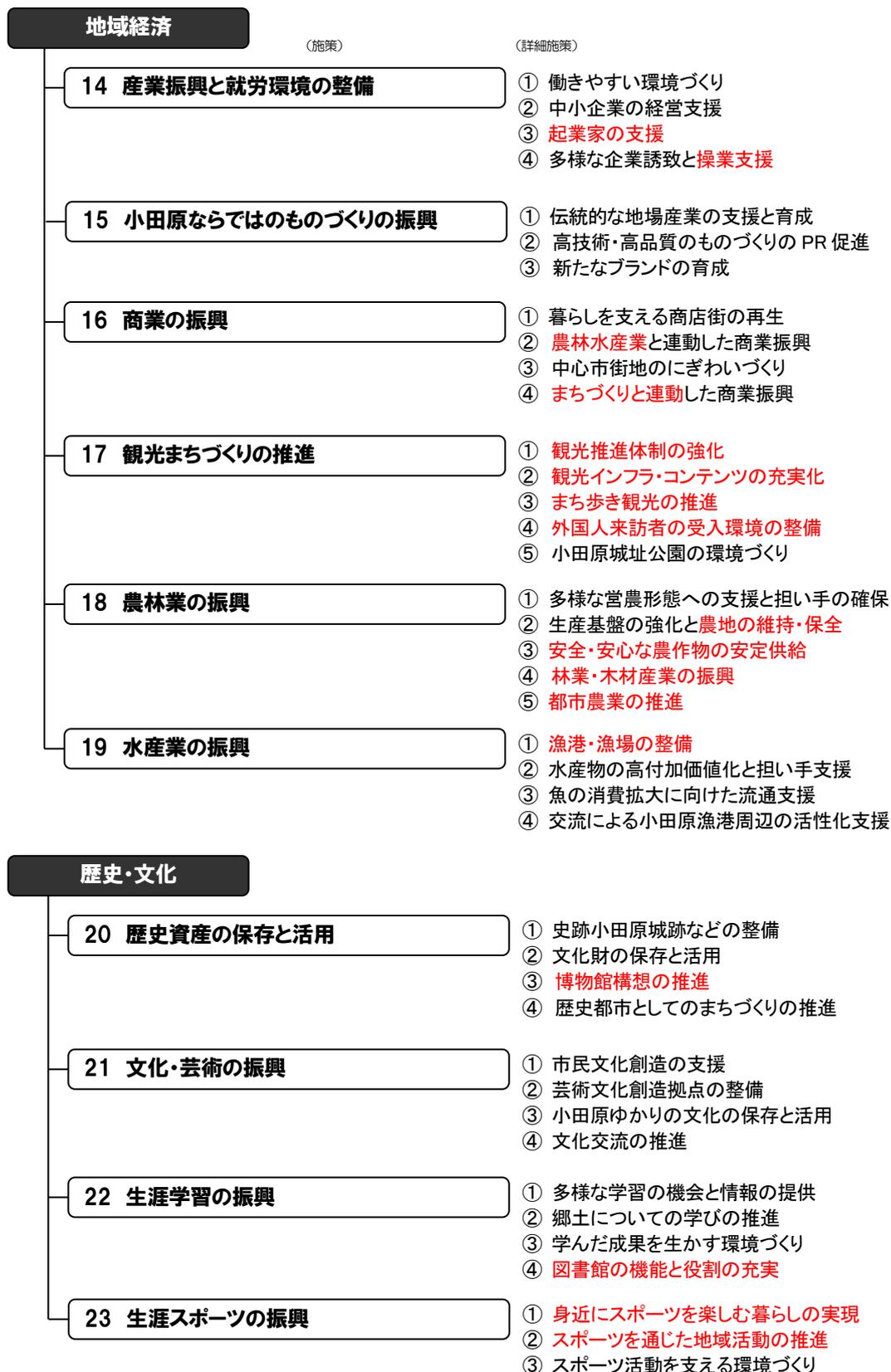
- ① スクールコミュニティの形成
- ② 青少年育成指導者層の形成
- ③ 体験・交流学习の充実
- ④ 若者の自立支援の充実

13 学校教育の充実

- ① 社会を生き抜く力を育む教育活動の推進
- ② 小田原の地ならではの教育スタイルの推進
- ③ 地域とともにある学校づくりの推進
- ④ きめ細かな教育体制の強化
- ⑤ 安全・安心で快適な教育環境の整備

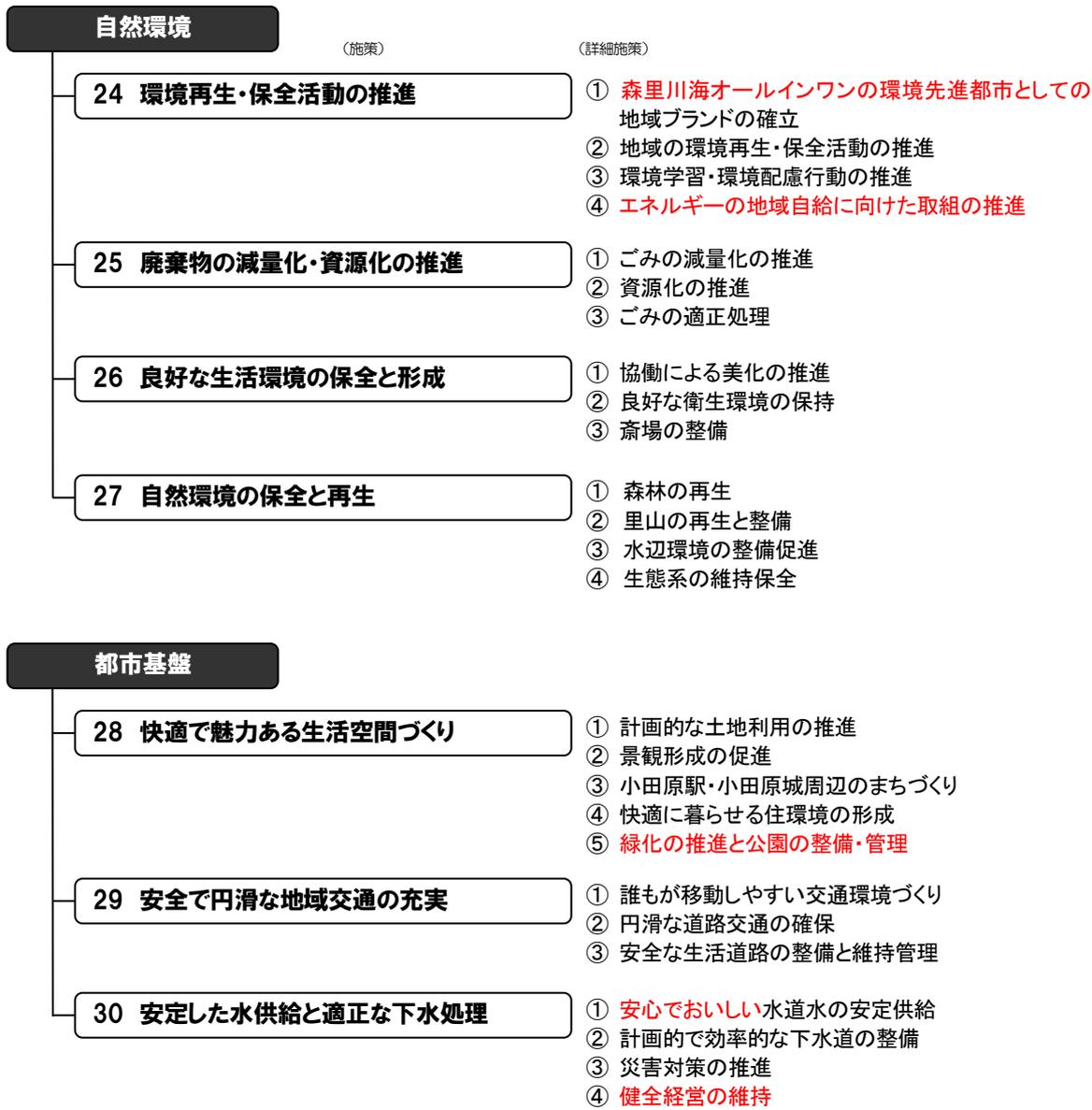
まちづくりの目標 2 希望と活力あふれる小田原

(政策分野)



まちづくりの目標 **3 豊かな生活基盤のある小田原**

(政策分野)



まちづくりの目標 **4 市民が主役の小田原**

(政策分野)

市民自治・地域経営

(施策)

(詳細施策)

31 協働による地域経営

- ① 市民参画の仕組みの拡充
- ② 地域資源を生かした協働の推進
- ③ 地域コミュニティの強化
- ④ 地域別計画の促進

32 市民活動の促進

- ① 市民活動の支援
- ② 協働事業の実施

33 情報共有の推進

- ① 情報の発信と提供
- ② 広聴の充実
- ③ 都市セールスの充実

34 自立した行財政運営の推進

- ① 行財政改革の推進
- ② 公共施設の最適化
- ③ 規律ある財政運営
- ④ 競争事業の今後に向けた検討の本格化
- ⑤ 地方分権時代における行政機能強化

35 自ら考え行動する市職員の育成

- ① 人材の確保
- ② 人材の育成
- ③ 人材の活用

36 広域行政の推進

- ① 県西地域における中心市のあり方の検討
- ② 県西地域 2 市 8 町における広域連携の推進
- ③ 多様な枠組みによる自治体間連携の推進